

自主保安高度化事業者調査マニュアル

[高S-0403-3]

高圧ガス保安協会

自主保安高度化事業者調査マニュアル

[高S-0403-3]

1. 適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が業務方法書第28条の3に基づき実施する一般高圧ガス保安規則第15条第1項第8号、液化石油ガス保安規則第16条第1項第8号又はコンビナート保安規則第14条第1項第8号に基づく特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（以下「特定自主通達」という。）Ⅱ. 3. (1)に基づく自主保安高度化事業者に関する認定の調査に適用します。

なお、本マニュアルの内容は、特定自主通達の条文をもとに定められています。

2. 対象範囲等

自主保安高度化事業者の対象範囲は、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所となります。

3. 申請者の要件

申請を行うことができる者は、その事業所ごとに次の(1)～(5)に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 高圧ガスの製造を開始した日から2年を経過していること。ただし、「高圧ガスの製造を開始した日」とは、都道府県知事に製造の開始の届出を行った日とします。
- (2) 過去2年間に第一種製造事業者であって当該事業所又は第一種貯蔵所において、次に掲げる高圧ガスによる災害が発生していないこと。

- ①負傷者の程度に応じて次の表aからdまでに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死者	重傷者	軽傷者
a	1名	0名	0名
b	0名	2名	0名
c	0名	1名	3名
d	0名	0名	6名

- ※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。
軽傷者は負傷の治療に要する期間が30日未満を負傷者をいう。

- ②直接損害額が2億円以上発生したもの

- ③次のいずれかに該当し、社会的影響が大きいと認められるもの

- 1) 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたものの。
- 2) 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したもの
- 3) 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したもの

- 4) 著しい環境破壊を及ぼしたもの
- ④①から③まで(③1)を除く。)に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては以下のとおり。
- 1) 大規模な爆発又は破裂が発生したもの
 - 2) 自主保安高度化事業者に関する認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したもの
- (3) 法又はこの法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- (4) 自主保安高度化事業者に関する認定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日から2年を経過していること。
- (5) 法人であって、その業務を行う役員のうち(3)又は(4)のいずれかに該当する者がいないこと。

4. 申請

4. 1 スケジュールのお知らせ

協会は、毎年10月に別紙の「自主保安高度化認定事業者の認定に係る調査の申込、申請受付等のスケジュールについて」に基づき、次年度に現地調査又はWEB調査を実施する調査のスケジュールについて、ホームページに掲載します。

申請受付数の状況によって、現地調査等のタイミングは、ご相談させていただくことがありますので、ご承知おきください。

4. 2 申込・連絡等

申請にあたりましては、随時、お問い合わせ下さい。ホームページ等に掲載の別紙「自主保安高度化事業者の認定に係る調査の申込、申請受付等のスケジュールについて」の「現地調査又はWEB調査」の希望する期間に該当する「現地調査又はWEB調査希望日の連絡」に記載の期日までに協会高圧ガス部まで現地調査又はWEB調査の希望日を連絡してください。

4. 3 申請の受付

- (1) 協会は、申請について都道府県に意見を伺うことがあります。
- (2) 協会は、認定調査を受けようとする法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所(以下「申請者」という。)から、事業所ごとに申請を受け付けます。
- (3) 申請者は、特定自主通達様式第6「自主保安高度化事業者調査申請書」に4. 4(4)に掲げる書類(以下「調査申請書類」という。)及び8. に掲げる手数料を添えて、協会高圧ガス部に申請してください。

4. 4 調査申請書、調査申請書類等の作成に係る注意事項

調査申請書等は、以下の注意事項を踏まえて作成してください。

(1) 共通

- ①用紙は縦に使用し、文字は横書き、左とじとしてください。
- ②調査申請書類はファイル1冊にまとめてください。

(2) 自主保安高度化事業者調査申請書

自主保安高度化事業者調査申請書中「申請の種類」の欄は、新規、更新を明確に記入してください。

(3) 自主保安高度化事業者調査申請書類の記載等

- ①調査申請書類の大きさは原則として、日本産業規格A4としてください（大きさがA4を超える図表等については、A4サイズに折り込んでください。）。
- ②調査申請書類については、両面印刷でも構いません。
- ③やむを得ず略号等を使用する場合には、元の用語がわかるように略号（用語）一覧表を添付してください。
- ④調査申請書類は、目次を付してください。
- ⑤調査申請書類は、要求事項の項目ごとに作成し、インデックスを付けてください。
- ⑥本文の説明内容は、適宜図表等を使用し、簡潔に分かりやすく記載してください。

(4) 調査申請書類

①連絡先

申請に係る本社及び当該事業所の連絡担当者の氏名、電話番号

②企業の概要

設立年月日、資本金及び資本関係、事業所又は第一種貯蔵所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

③認定を受けようとする法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の概要

設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図（第一種及び第二種保安物件までの距離を含む）、及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図（製造事業所にあつては、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図についても記載してください）

備考1：「高圧ガス設備一覧表」には、処理能力、許可年月日及び許可番号、主成分等を明記し、申請施設は色分け等により明確に記載してください。

2：「製造工程図」には、申請各施設に関する当該施設のメイン設備の名称（又は記号）、遮断弁・安全弁等の位置、常用の温度・圧力、高圧ガス設備・ガス設備の区分等を色分け等により明記し、当該申請施設の範囲を朱書き等により明確に示してください。

④調査申請書類記載事項（調査申請書類本文）〈参考2 表1参照〉

特定自主通達に定める認定の基準を踏まえて、要求事項を満足していることを示した説明文書を記載ください。

＜調査項目＞

- 第二条 本社の保安に係る基本姿勢
- 第三条 保安管理システム
- 第四条 保安管理方針
- 第五条 保安に影響を与える危険源
- 第六条 保安管理目標
- 第七条 保安管理計画

第八条 事業所の体制等

- 一 体制
- 二 役割
- 三 資格
- 四 協力会社に関する事項

第九条 教育訓練

第十条 情報の連絡

第十一条 保安管理システムに関する文書作成及び管理

第十二条 記録

第十三条 緊急事態への準備及び対応

⑤調査申請書類記載事項（添付書類）について

1) 重要添付書類

自主保安高度化事業所には、第一種製造者に義務付けられている保安検査、定期自主検査、危害予防規程及び保安教育計画の策定等に加え、自主保安を高度化させるための保安管理システムを確立し、保安管理活動の継続的改善を図ることを求められていることから、以下の書類を添付してください。

なお、以下書類を調査申請書類本文の前に添付してください。

イ 法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の重要事項に係る以下の資料を添付願います。

- a) 危害予防規程
- b) 保安教育計画
- c) 保安係員講習の受講状況

ロ 保安確保に関する実績を総括した資料（本社及び事業所において、保安管理活動全般、特に重点的に取り組んだ事項及びその結果の評価と主な改善点等を総括した書類を添付してください。）

ハ 事故等の発生状況（高圧ガス事故、石炭法上の異常現象、労安法上の労働災害）

ニ 前回調査時における指摘事項への対応状況を示す資料（更新時に限る。）

ホ 行政機関（国又は都道府県等）により実施された立入検査における指摘事項への対応状況を示す資料

ヘ 保安管理システム規程（保安管理システムについて定めた上位規程）

ト 保安管理システム関連文書及び記録類に係る台帳又は体系表

2) その他の添付書類

添付書類は、確認項目が分かるように用意してください。なお、規程、基準類についても原則として、どの基準類に規定されているかが分かれば良く、基準類の写しを添付する必要はありません。ただし、認定の基準を満足していること説明するために当該基準類の内容の説明が必要な場合には、基準類の必要箇所を申請書本文中に引用するか又はその具体的な内容についての説明を申請書本文中に記載してください。

注意点1：原則として、調査項目に掲げてあるすべての項目について、認定の基準を満足していることを、具体的に申請書の中に記載してください。

2：具体的な申請書の記載内容については参考2「自主保安高度化事業者に係る事前調査申請書類の作成について」を参照してください。

4. 5 提出部数

(1) 調査申請書及びこれに添付する調査申請書類の提出部数は7部とし、その内訳は、正本1部、副本3部及び正本の写し3部とします。この場合、正本及び副本とは調査申請書の社印が朱印のものであり、「写し」とは正本のコピーで構いません。

なお、調査申請書及びこれに添付する調査申請書類の内容を電子媒体で提出した場合は、協会と協議の上、提出部数を変更することができます。

(2) ただし、以下に掲げる高圧ガス製造設備のみを有する事業所の場合は、調査申請書及びこれに添付する調査申請書類の提出部数は5部とし、その内訳は、正本1部、副本2部及び正本の写し2部とします。なお、調査申請書及びこれに添付する調査申請書類の内容を電子媒体で提出した場合は、協会と協議の上、提出部数を変更することができます。

- ①分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）
- ②容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）

4. 6 申請調査書類における個人情報の取り扱いについて

申請調査書類に記載された個人情報（連絡先、資格要件に係る経歴等）は、調査業務のため必要な範囲において利用します。

5. 調査の実施

協会は、原則として次に定めるところにより調査を行います。

また、事業所を管轄する都道府県から意見を伺うことがあります。

ただし、申請受付後であっても調査を終了するまでに以下のような事実又は事象が明らかになった場合は、行政機関（国又は都道府県等）による判断が示されるまで一時的に調査を休止することがあります。

- (1) 高圧ガス保安法に係る違反の疑義が生じた場合
- (2) 高圧ガス保安法に係る事故が発生した場合
- (3) 他法規等に係る違反の疑義が生じた場合
- (4) 他法規等に係る事故が発生した場合

5. 1 調査期間

(1) 調査は、書類審査及び現地調査又はこれに類する調査により行います。

WEB調査は、図面、写真及び映像その他必要な資料の確認を実施します。この

場合は、原則として認定された後3ヶ月以内に5.3.4の現地確認を行います。ただし、災害その他やむを得ない事由により、3ヶ月以内の実施が難しい場合は、やむを得ない事由が収束後に行います。

また、WEB調査を実施する場合は、WEB会議システムの使用や(3)の必要資料等の電子媒体又は紙媒体での事前提出など、WEB調査実施に伴う作業等について調整いたします。

(2) 現地調査又はWEB調査の期間は原則2日とします。

(3) ただし、以下に掲げる高圧ガス製造設備のみを有する事業所の場合は、1日半程度とします。

- ① 分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）
- ② 容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）

(4) WEB調査を受けようとする場合にあっては、特定自主通達に定める認定の各基準を満たすことを確認できる資料の内、協会が指定する資料を提出してください。

5.2 調査員

調査は、原則として外部有識者、申請事業所を管轄する都道府県担当官及び協会役職員で構成された調査小委員会により行います。

5.3 現地調査又はWEB調査方法

5.3.1 現地調査又はWEB調査方法

現地調査又はWEB調査は原則として次に定めるところにより行います。また、現地調査の為の現場見学をお願いします。現場見学の際に計器室の現場確認も併せて行わせていただきます。なお、WEB調査を受けようとする場合にあっては、現場の映像又は画像を用いて説明をお願いいたします。調査のスケジュール又は現場の映像又は画像を用いての説明方法につきましては、ご相談ください。

ただし、以下に掲げる高圧ガス製造設備のみを有する事業所の場合は、5.3.2の現地調査又はWEB調査方法となります。

- ①分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）
- ②容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）

(1) プレゼンテーション（1日程度）

- ①自主保安高度化事業者としての基本的な考え方、取り組み、事業所の保安管理システムの運用状況等について、申請者側から説明を受け、質疑及び必要に応じ現場確認を行います。プレゼンテーションにおいては概念的な説明に留まらず、なるべく運用事例等の具体例を示しながら説明してください。
- ②プレゼンテーションの内容は、「保安確保に関する実績の総括」について配慮し、認定の基準の各項目について、本社及び事業所の活動の実績、保安管理システムの見直し事項等、保安管理システムの継続的改善を主題としてください。

(主な調査項目)

- イ 保安に対する経営層の熱意と方針等
- ロ 保安管理システムの評価及び見直し、継続的改善の実施状況
- ハ 危険源の特定の実施状況
- ニ スタートアップ、シャットダウン等の管理、変更管理の実施状況
- ホ 事業所内事故の原因究明、事故情報の活用と類似事故防止対策の実施状況
- ヘ 工事管理、協力会社管理（協力会社を使用している場合に限る。）の実施状況
- ト 教育訓練の実施状況

③過去5年間のうち、当該事業所内で事故が発生している場合には、必ずその概要、原因、対策等について説明してください。

備考：プレゼンテーションは原則として外部有識者、都道府県担当官及び協会役員職員によって行います。

(2) 書類審査（1日程度）

プレゼンテーションに基づいて、自主保安高度化事業所の要求事項に基づく本社及び保安管理システムに関する規程・基準類及び記録類を確認します。

なお、申請者の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

備考1：書類確認は原則として協会職員及び、都道府県担当官によって行います。

2：記録等による確認については次の事項により調査します。

- 1) 保安の確保に関する理念、基本方針等の全従業員への浸透状況
- 2) 規程・基準類の制定、改廃の実績等
- 3) 設備の改善実績
- 4) 各種保安活動の実績
(保安管理システムの運用状況を示す文書・記録类等保安活動が継続的に改善されていることを示す文書・記録類による確認)
- 5) 各種会議等を開催している場合は、その実績
- 6) その他

5. 3. 2 現地調査又はWEB調査方法（分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）、容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）のみを有する事業者の調査の場合）

現地調査又はWEB調査は原則として次に定めるところにより行います。また、現地調査の為の現場見学をお願いいたします。現場見学の際に計器室の現場確認も併せて行わせていただきます。なお、WEB調査を受けようとする場合にあっては、現場の映像又は画像を用いて説明をお願いいたします。調査のスケジュール又は現場の映像又は画像を用いての説明方法につきましては、ご相談ください。

(1) プレゼンテーション（半日から1日程度）

①自主保安高度化事業者としての基本的な考え方、取り組み、事業所の保安管理システムの運用状況等について、申請者側から説明を受け、質疑及び必要に応じ現場確認を行います。プレゼンテーションにおいては概念的な説明に留まらず、なるべく運用事例等の具体例を示しながら説明してください。

②プレゼンテーションの内容は、「保安確保に関する実績の総括」について配慮し、認定の基準の各項目について、本社及び事業所の活動の実績、保安管理システムの見直し事項等、保安管理システムの継続的改善を主題としてください。

(主な調査項目)

イ 保安に対する経営層の熱意と方針等

ロ 保安管理システムの評価及び見直し、継続的改善の実施状況

ハ 危険源の特定の実施状況

ニ スタートアップ、シャットダウン等の管理、変更管理の実施状況

ホ 事業所内事故の原因究明、事故情報の活用と類似事故防止対策の実施状況

ヘ 工事管理、協力会社管理(協力会社を使用している場合に限る。)の実施状況

ト 教育訓練の実施状況

③過去5年間のうち、当該事業所内で事故が発生している場合には、必ずその概要、原因、対策等について説明してください。

備考：1日目のプレゼンテーションは原則として外部有識者、都道府県担当官及び協会役職員によって行います。

(2) 書類確認(半日から1日程度)

プレゼンテーションに基づいて、自主保安高度化事業所の要求事項に基づく本社及び保安管理システムに関する規程・基準類及び記録類を確認します。

なお、申請者の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

備考1：書類確認は原則として協会職員及び都道府県担当官によって行います。

2：記録等による確認については次の事項により調査します。

1) 保安の確保に関する理念、基本方針等の全従業員への浸透状況

2) 規程・基準類の制定、改廃の実績等

3) 設備の改善実績

4) 各種保安活動の実績

(保安管理システムの運用状況を示す文書・記録类等保安活動が継続的に改善されていることを示す文書・記録類による確認)

5) 各種会議等を開催している場合は、その実績

6) その他

5. 3. 4 WEB調査に係る現地確認方法

現地確認は、WEB調査を行った事項について行います。具体的な内容は、WEB

調査結果を踏まえ、必要な内容に応じて実施します。

6. 調査結果の評価の決定等

自主保安高度化調査の調査結果及び評価の決定は、次に定めるところによります。

- (1) 申請案件に対する調査結果の評価は、調査を行った調査小委員会の調査結果の報告に基づき、協会内に設置された調査委員会において行います。
- (2) 協会は、調査委員会の調査結果の評価に基づき、申請案件に対する調査結果及び評価の決定を行います。ただし、調査を行った後に以下のような事実又は事象が明らかになった場合は、行政機関（国又は都道府県等）による判断が示されるまで調査結果及び評価の決定を保留することがあります。
 - ①高圧ガス保安法に係る違反の疑義が生じた場合
 - ②高圧ガス保安法に係る事故が発生した場合
 - ③他法規等に係る違反の疑義が生じた場合
 - ④他法規等に係る事故が発生した場合
 - ⑤現地調査時に意図的に虚偽の内容を用いた等の不正に関する情報提供があった場合

また、行政機関（国又は都道府県等）による判断が文書による注意以上であった場合は、特定自主通達 Ⅱ. 5. の基準に適合していないものとする場合があります。

7. 自主保安高度化事業者調査証の交付等

7. 1 自主保安高度化事業者調査証の交付

- (1) 協会は、自主保安高度化事業者の認定に係る申請案件についての調査結果が特定自主通達 5. の基準に適合していると認めたときは、当該申請事業所に対し、特定自主通達様式7「自主保安高度化事業者調査証」に様式第403-4「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 3. (1)に基づく調査結果及び評価」を添えて交付します。
- (2) 協会は、(1)の交付したときは、様式第403-1「自主保安高度化事業者調査報告書」に、様式第403-4「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 3. (1)に基づく調査結果及び評価」を添えて、当該申請事業所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事又は市長へ報告します。

7. 2 調査不適合報告書の通知

- (1) 協会は、自主保安高度化事業者の認定に係る申請案件についての調査結果が特定自主通達 5. の基準に適合していないと認めたときは、当該申請事業所に対し、様式第403-2「自主保安高度化事業者の認定に係る調査不適合通知書」に、様式第403-4「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 3. (1)に基づく調査結果及び評価」を添えて、通知します。
- (2) 協会は、(1)の通知をしたときは、様式第403-3「自主保安高度化事業者の認定に係る調査不適合報告書」に、様式第403-4「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 3. (1)に基づく調査結果及び評価」を添えて、当該申請事業所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事又は市長へ報

告します。

7. 3 調査結果の内容の説明

協会は、自主保安高度化事業者調査証の交付又は調査不適合報告書の通知時に、様式第403-4「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 3. (1)に基づく調査結果及び評価」の内容について説明を行います。

7. 4 自主保安高度化事業者調査証発行日までの標準処理期間

協会は、自主保安高度化事業者調査証発行までの標準処理期間を90日以内とし、その期間内に自主保安高度化事業者調査証を発行します。

なお、標準処理期間の起点日は、現地調査又はWEB調査日とします。

ただし、5. のただし書きにより調査を休止した期間、6. (2) のただし書きにより調査結果、評価の決定を保留した期間及び12月29日～12月31日、1月1日～1月3日並びに4月及び5月の祝祭日は標準処理期間に含まれません。

8. 手数料等

(1) 調査申請手数料

自主保安高度化事業者に係る調査	1,351,000円
-----------------	------------

上記において、以下に掲げる高圧ガス設備のみを有する事業所の当該調査に係る手数料は、811,200円とする。

- 1) 分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置
(深冷分離法・吸着分離法・膜分離法)
- 2) 容器に高圧ガスを充填する設備(充填所)

(2) 銀行振込先

銀行名 : 三菱UFJ銀行 本店
 口座名 : 高圧ガス保安協会
 口座番号 : (普通) 7640410

調査申請時に銀行振込票のコピーを1部持参してください。

(3) 申請手数料については、申請受理後、正当な事由がある場合を除き、返金いたしません。

- 附 則 このマニュアルは、平成29年6月1日から施行する。
 附 則 このマニュアルは、平成30年2月7日から施行する。
 附 則 このマニュアルは、令和元年10月1日から施行する。
 附 則 このマニュアルは、令和2年8月19日から施行する。

別紙

年度 自主保安高度化認定事業者の 認定に係る調査の申込、申請受付等のスケジュールについて

認定（完成・保安）検査実施者、特定認定事業者、又は自主保安高度化認定事業者の認定に係る調査の申込、申請受付等のスケジュールです。
なお、大臣認定日については従来の実績を目安としています。

また、調査証は、現地調査又はWEB調査日から、原則90日以内に交付いたします。

申請申込及び現地調査又はWEB調査希望日の連絡（第3希望まで）をメール等にてご連絡下さい。

	回次	申請申込及び現地調査又は WEB調査希望日の連絡	受付日程 (申請書の提出)	現地調査又は WEB調査	調査証交付	大臣認定の目安
1	第 回	7月第4週まで	9月最終週～ 10月第1週 (2週間)	11月第2週～ 12月第2週 (5週間)	1月下旬	3月頃
2	第 回	10月第4週まで	1月第2週～ 1月第3週 (2週間)	2月第2週～ 3月第2週 (5週間)	4月下旬	6月頃
3	第 回	2月第1週まで	4月第1週～ 4月第2週 (2週間)	5月第2週～ 6月第2週 (5週間)	7月下旬	9月頃
4	第 回	4月第4週まで	6月最終週 ～7月第1週 (2週間)	8月第1週 ～9月第1週 (5週間)	10月下旬	12月頃

＜問い合わせ＞ 高圧ガス保安協会 高圧ガス部 保安業務課
TEL. 03-3436-6103 FAX. 03-3438-4163
e-mail hpg@khk.or.jp

注意事項) 申請受付数の状況によって、現地調査等のタイミングは、ご相談させていただくことがありますので、ご承知おきください。

特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について

自主保安高度化事業者に関する認定の基準を以下のとおり定める。

(定義)

第一条 本基準において使用する用語は、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保安管理システム 事業所の保安管理活動を促進するために、方針及び目標を定め、それらを達成するために、計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組み。事業所の保安管理方針を明確に定め、実施し、達成し、見直し及び維持するための、体制、責任、手順及び資源(人材、予算、物資及び専門的技術を含む。)を含む。

二 危険源 事故の発生をもたらす潜在的な危険性。

三 危険源の特定 危険源の存在を認識し、かつ、その特性を明確にするための一連の措置。

四 保安管理方針 事業所の保安の確保に関する方針。

五 保安管理目標 保安管理システムの実施状況に関して、事業所が達成すべきものとして可能な限り定量的に自ら設定する目標。

六 保安管理計画 保安管理目標を達成するための計画。

七 変更管理 製造工程、製造設備、製造に係る条件、運転手順、原料等に対する恒久的又は一時的な変更を行う場合、その変更によって保安に影響を与える危険源を特定し、これに対して必要な一連の措置を講じること。

八 継続的改善 本社の保安管理の基本方針及び事業所の保安管理方針に沿って事業所の保安管理活動の改善を達成するために、保安管理システムの水準を向上させる一連の措置。

(本社の保安に係る基本姿勢)

第二条 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念及び基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

(保安管理システム)

第三条 事業所は、保安管理システムを確立するとともに評価及び見直しを実施し、継続的改善を図ること。

(保安管理方針)

第四条 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、保安管理方針を明確に定め、文書化すること。

(保安に影響を与える危険源)

第五条 事業所は、保安に影響を与える危険源の特定を実施すること。

2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとする。

(保安管理目標)

第六条 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の危険源に配慮した保安管理目

標を明確に定め、かつ、文書化すること。

2 保安管理活動を行う組織は、事業所全般の保安管理目標を踏まえ、必要に応じてそれぞれの保安管理目標を設定し、文書化すること。

(保安管理計画)

第七条 事業所は、保安管理目標を達成するための手段等を含む保安管理計画を策定し、維持すること。

(事業所の体制等)

第八条 事業所長は、保安管理システムの維持向上を図るため設備的及び人的な資源配分を適切に実施すること。

2 事業所は、保安管理計画を踏まえ、次に掲げる体制、役割その他の事項を定めること。

一 体制

次に掲げるイからハまでに定める保安管理機能、運転管理機能及び設備管理機能を有する者又は組織があること。なお、各機能が適切に運用される場合にあっては、複数の機能を同一の個人又は組織が有することを妨げない。

イ 保安管理機能

- (1) 保安管理に係る意見を設備管理及び運転管理に反映できること。
- (2) 事業所の保安管理システムを統括できること。

ロ 運転管理機能

- (1) 運転員が交替する場合は、交替及び引継ぎを適切に実施できること。
- (2) 運転状態を監視するため、高圧ガス設備の日常点検を実施できること。

ハ 設備管理機能

- (1) 運転を担当する者と工事を担当する者との引継ぎ及び引渡しについて適切に管理できること。
- (2) 設備補修に係る計画等に沿って通常検査及び定期検査を実施できること。
- (3) 製造施設の新設、増設又は変更にあつた材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に必要な事項について配慮できること。

二 役割

イ 事業所内で発生した事故等について再発防止に努めること。

ロ スタートアップ、シャットダウン及び緊急シャットダウンを実施する際の責任の所在及び作業体制を定めること。

ハ 変更管理の対象となる変更の適切な範囲、変更管理の適切な手順を定めること。

ニ 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があつた場合には、関連する文書の該当部分を確認に見直すこと。

三 資格

各管理機能の責任者は、経験十年以上（管理機能の経験年数を通算する。）又は同等の知識及び経験を有している者であること。

四 協力会社に関する事項

協力会社を使用する場合は、協力会社の管理を適切に実施すること。

(教育訓練)

第九条 事業所は、保安管理活動を行う全ての就業者に適切な教育訓練を実施すること。

(情報の連絡)

第十条 事業所は、事業所内の情報の連絡を適切に実施すること。

(保安管理システムに関する文書作成及び管理)

第十一条 事業所は、保安管理活動に必要な文書を維持及び管理すること。

(記録)

第十二条 事業所は、保安管理活動に必要な記録を維持すること。

(緊急事態への準備及び対応)

第十三条 事業所は、緊急事態を想定し、緊急時対応訓練を定期的実施すること。―

様式第403-1

一般、液石、特 定の別を記入 する

自主保安高度化事業者調査報告書

年 月 日

産業保安監督部長
 都道府県知事 殿
 市長

高圧ガス保安協会
 会長 印

一般高圧ガス保安規則第15条第1項第8号、液化石油ガス保安規則第16条第1項第8号又はコンビナート保安規則第1項第8号に基づく認定に係る特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 3. (1)に基づき高圧ガス保安協会が調査した結果、下記の事業所に対し、同Ⅱ. 3. (3)に基づき自主保安高度化事業者調査証を交付したので報告します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
自主保安高度化事業者調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号
備考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第403-2

一般、液石、特 定の別を記入 する

自主保安高度化事業者の認定に係る 調査不適合通知書

殿

年 月 日

高圧ガス保安協会
会長 印

年 月 日付けで下記のとおり申請のあった自主保安高度化事業者の認定に係る調査の結果、下記の理由により不適合になったことを通知します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
不適合の理由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第403-3

一般、液石、特 定の別を記入 する

自主保安高度化事業者の認定に係る 調査不適合報告書

年 月 日

産業保安監督部長
都道県知事 殿
市長

高圧ガス保安協会
会長 印

年 月 日付けで下記の事業所から申請のあった自主保安高度化事業者の認定に係る調査の結果、下記の理由により不適合になったことを報告します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
不適合の理由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第403-4

年 月 日

高圧ガス保安協会 調査証番号

特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について

Ⅱ. 3. (1) に基づく調査結果及び評価

申請事業所名：〇〇株式会社 〇〇事業所（新規・更新）

特定自主通達の要求事項	特記事項
(定義) 第一条 (略)	
(本社の保安に係る基本姿勢) 第二条 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念及び基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	
(保安管理システム) 第三条 事業所は、保安管理システムを確立するとともに評価及び見直しを実施し、継続的改善を図ること。	
(保安管理方針) 第四条 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、保安管理方針を明確に定め、文書化すること。	
(保安に影響を与える危険源) 第五条 事業所は、保安に影響を与える危険源の特定を実施すること。 2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとする。	
(保安管理目標) 第六条 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の危険源に配慮した保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化すること。	
2 保安管理活動を行う組織は、事業所全般の保安管理目標を踏まえ、必要に応じてそれぞれの保安管理目標を設定し、文書化すること。	

<p>(保安管理計画)</p> <p>第七条 事業所は、保安管理目標を達成するための手段等を含む保安管理計画を策定し、維持すること。</p>	
<p>(事業所の体制等)</p> <p>第八条 事業所長は、保安管理システムの維持向上を図るため設備的及び人的な資源配分を適切に実施すること。</p>	
<p>2 事業所は、保安管理計画を踏まえ、次に掲げる体制、役割その他の事項を定めること。</p> <p>一 体制</p> <p>次に掲げるイからハまでに定める保安管理機能、運転管理機能及び設備管理機能を有する者又は組織があること。なお、各機能が適切に運用される場合にあつては、複数の機能を同一の個人又は組織が有することを妨げない。</p> <p>イ 保安管理機能</p> <p>(1) 保安管理に係る意見を設備管理及び運転管理に反映できること。</p>	
<p>(2) 事業所の保安管理システムを統括できること。</p>	
<p>ロ 運転管理機能</p> <p>(1) 運転員が交替する場合は、交替及び引継ぎを適切に実施できること。</p>	
<p>(2) 運転状態を監視するため、高圧ガス設備の日常点検を実施できること。</p>	
<p>ハ 設備管理機能</p> <p>(1) 運転を担当する者と工事を担当する者との引継ぎ及び引渡しについて適切に管理できること。</p>	
<p>(2) 設備補修に係る計画等に沿って通常検査及び定期検査を実施できること。</p>	

<p>(3) 製造施設の新設、増設又は変更にあつた材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に必要な事項について配慮できること。</p>	
<p>二 役割 イ 事業所内で発生した事故等について再発防止に努めること。</p>	
<p>ロ スタートアップ、シャットダウン及び緊急シャットダウンを実施する際の責任の所在及び作業体制を定めること。</p>	
<p>ハ 変更管理の対象となる変更の適切な範囲、変更管理の適切な手順を定めること。</p>	
<p>二 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があつた場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。</p>	
<p>三 資格 各管理機能の責任者は、経験十年以上(管理機能の経験年数を通算する。)又は同等の知識及び経験を有している者であること。</p>	
<p>四 協力会社に関する事項 協力会社を使用する場合は、協力会社の管理を適切に実施すること。</p>	
<p>(教育訓練) 第九条 事業所は、保安管理活動を行う全ての就業者に適切な教育訓練を実施すること。</p>	
<p>(情報の連絡) 第十条 事業所は、事業所内の情報の連絡を適切に実施すること。</p>	
<p>(保安管理システムに関する文書作成及び管理) 第十一条 事業所は、保安管理活動に必要な文書を維持及び管理すること。</p>	

<p>(記録) 第十二条 事業所は、保安全管理活動に必要な記録を維持すること。</p>	
<p>(緊急事態への準備及び対応) 第十三条 事業所は、緊急事態を想定し、緊急時対応訓練を定期的を実施すること。</p>	

<p>総 評</p>	<p>【総評】</p> <p>【優れている点】</p> <p>【更に改善が期待される点】</p>
<p>総合評価</p>	

【参考1】

〔自主保安高度化事業者調査申請書類等 構成図例〕

順	名称	参考
1	特定自主通達様式第6（Ⅱ3.（2）関係） 自主保安高度化事業者調査申請書	自主保安高度化事業者調査マニュアル 4.4（2）
2	連絡先	自主保安高度化事業者調査マニュアル 4.4（4）①
3	企業の概要	特定自主通達Ⅱ.2.（1）①、3.（2） 自主保安高度化事業者調査マニュアル 4.4（4）②
4	認定を受けようとする事業所又は貯蔵所の概要	特定自主通達Ⅱ.2.（1）②、3.（2） 自主保安高度化事業者調査マニュアル 4.4（4）③3.3（3）③
5	重要添付書類	自主保安高度化事業者調査マニュアル 4.4（4）⑤1）
6	認定基準に適合していることを説明した書類	特定自主通達 表1 特定自主通達Ⅱ.3.（2）
7	その他の添付書類	自主保安高度化事業者調査マニュアル 4.4（4）⑤2）

【参考2】

自主保安高度化事業者に係る
調査申請書類の作成について

高圧ガス保安協会

自主保安高度化事業者に係る調査申請書類の作成について、下記のように参考資料を作成致しましたので、調査申請書類作成時に参照をお願い申し上げます。

1. 認定基準について

認定取得の要件については特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 5. 別添に示す認定基準を参照して下さい。

2. 調査申請書類の記載内容について

調査申請書類の記載内容については、原則として、認定基準を満足することを示した説明文書を申請書類の中に記載して下さい。詳細内容につきましては、下記の認定基準に対応する申請書類記載内容を示した表1を作成致しましたのでこちらを参照して下さい。

表内の記載内容の説明については、特に説明が必要なものを明記しております。その他の記載内容については、認定基準の要件を満足することを示した説明文書を記載して下さい。

(I) 特定自主通達:「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(内規)」

(20180323 保局第6号 平成30年3月30日)

(最終改正;20200608 保局第2号 令和2年6月26日)(*)

(*)本マニュアル改正時における最終改正になります。

最新改正情報は経済産業省HP等でご確認ください。

以上

表1:自主保安高度化事業者に係る要求事項

特定自主通達要求事項	申請書類記載内容
<p>(定義)</p> <p>第一条 本基準において使用する用語は、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 保安管理システム 事業所の保安管理活動を促進するために、方針及び目標を定め、それらを達成するために、計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組み。事業所の保安管理方針を明確に定め、実施し、達成し、見直し及び維持するための、体制、責任、手順及び資源(人材、予算、物資及び専門的技術を含む。)を含む。</p> <p>二 危険源 事故の発生をもたらす潜在的な危険性。</p> <p>三 危険源の特定 危険源の存在を認識し、かつ、その特性を明確にするための一連の措置。</p> <p>四 保安管理方針 事業所の保安の確保に関する方針。</p> <p>五 保安管理目標 保安管理システムの実施状況に関して、事業所が達成すべきものとして可能な限り定量的に自ら設定する目標。</p> <p>六 保安管理計画 保安管理目標を達成するための計画。</p> <p>七 変更管理 製造工程、製造設備、製造に係る条件、運転手順、原料等に対する恒久的又は一時的な変更を行う場合、その変更によって保安に影響を与える危険源を特定し、これに対して必要な一連の措置を講じること。</p>	

特定自主通達要求事項	申請書類記載内容
<p>八 継続的改善 本社の保安管理の基本方針及び事業所の保安管理方針に沿って事業所の保安管理活動の改善を達成するために、保安管理システムの水準を向上させる一連の措置。</p>	/
<p>(本社の保安に係る基本姿勢) 第二条 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念及び基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>第二条 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>(保安管理システム) 第三条 事業所は、保安管理システムを確立するとともに評価及び見直しを実施し、継続的改善を図ること。</p>	<p>第三条 保安管理システムを確立し、評価及び見直しを実施し、継続的に改善していることを示した説明文書</p>
<p>(保安管理方針) 第四条 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、保安管理方針を明確に定め、文書化すること。</p>	<p>第四条 具体的な保安管理方針を示した説明文書</p>
<p>(保安に影響を与える危険源) 第五条 事業所は、保安に影響を与える危険源の特定を実施すること。 2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとする。</p>	<p>第五条 第1項 要件を満足することを示した説明文書 第2項 (事業所としての)危険源に関する情報が最新のものとなっていることを示した説明文書</p>
<p>(保安管理目標) 第六条 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の危険源に配慮した保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化すること。</p>	<p>第1項 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>2 保安管理活動を行う組織は、事業所全般の保安管理目標を踏まえ、必要に応じてそれぞれの保安管理目標を設定し、文書化すること。</p>	<p>第2項 第1項の保安管理目標に対し、各部門でブレークダウンした保安管理目標の具体的内容及びその説明文書</p>

特定自主通達要求事項	申請書類記載内容
<p>(保安管理計画) 第七条 事業所は、保安管理目標を達成するための手段等を含む保安管理計画を策定し、維持すること。</p>	<p>第7条 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>(事業所の体制等) 第八条 事業所長は、保安管理システムの維持向上を図るため設備的及び人的な資源配分を適切に実施すること。</p>	<p>第8条 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>2 事業所は、保安管理計画を踏まえ、次に掲げる体制、役割その他の事項を定めること。</p> <p>一 体制 次に掲げるイからハまでに定める保安管理機能、運転管理機能及び設備管理機能を有する者又は組織があること。なお、各機能が適切に運用される場合にあつては、複数の機能を同一の個人又は組織が有することを妨げない。</p> <p>イ 保安管理機能 (1) 保安管理に係る意見を設備管理及び運転管理に反映できること。</p>	<p>イ (1) 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>(2) 事業所の保安管理システムを統括できること。</p>	<p>(2) 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>ロ 運転管理機能 (1) 運転員が交替する場合は、交替及び引継ぎを適切に実施できること。</p>	<p>ロ (1) 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>(2) 運転状態を監視するため、高圧ガス設備の日常点検を実施できること。</p>	<p>(2) 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>ハ 設備管理機能 (1) 運転を担当する者と工事を担当する者との引継ぎ及び引渡し</p>	<p>ハ (1) 要件を満足することを示した説明文書</p>

特定自主通達要求事項	申請書類記載内容
について適切に管理できること。	
(2) 設備補修に係る計画等に沿って通常検査及び定期検査を実施できること。	(2) 要件を満足することを示した説明文書
(3) 製造施設の新設、増設又は変更に当たっての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に必要な事項について配慮できること。	(3) 要件を満足することを示した説明文書
二 役割 イ 事業所内で発生した事故等について再発防止に努めること。	二 イ 要件を満足することを示した説明文書
ロ スタートアップ、シャットダウン及び緊急シャットダウンを実施する際の責任の所在及び作業体制を定めること。	ロ 要件を満足することを示した説明文書
ハ 変更管理の対象となる変更の適切な範囲、変更管理の適切な手順を定めること。	ハ 変更管理の方法及び変更管理の具体例を示した説明文書
ニ 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。	ニ 要件を満足することを示した説明文書
三 資格 各管理機能の責任者は、経験十年以上（管理機能の経験年数を通算する。）又は同等の知識及び経験を有している者であること。	三 要件を満足することを示した説明文書
四 協力会社に関する事項 協力会社を使用する場合は、協力会社の管理を適切に実施すること。	四 要件を満足することを示した説明文書

特定自主通達要求事項	申請書類記載内容
<p>(教育訓練)</p> <p>第九条 事業所は、保安管理活動を行う全ての就業者に適切な教育訓練を実施すること。</p>	<p>第九条 訓練計画、実施実績等を示した説明文書</p>
<p>(情報の連絡)</p> <p>第十条 事業所は、事業所内の情報の連絡を適切に実施すること。</p>	<p>第十条 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>(保安管理システムに関する文書作成及び管理)</p> <p>第十一条 事業所は、保安管理活動に必要な文書を維持及び管理すること。</p>	<p>第十一条 文書作成及び保存方法、文書の改訂履歴の管理方法を示した説明文書、文書の保管期限等の具体例</p>
<p>(記録)</p> <p>第十二条 事業所は、保安管理活動に必要な記録を維持すること。</p>	<p>第十二条 記録の管理方法等を示した説明文書</p>
<p>(緊急事態への準備及び対応)</p> <p>第十三条 事業所は、緊急事態を想定し、緊急時対応訓練を定期的を実施すること。</p>	<p>第十三条 実施実績等を示した説明文書</p>